

男女共同参画ひろば

いっぽいっぽ

自分らしく輝ける社会へ



市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぽいっぽ”取り組みを進めています。

☎ 人権・市民相談課 ☎ 271

男女共同参画キーワード

【6月23日～29日は男女共同参画週間】

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日に合わせ、毎年6月23日～29日の1週間は「男女共同参画週間」として全国でさまざまな取り組みを行っています。職場で、学校で、地域で、家庭で、誰もがそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するため、一人ひとりができることを考えてみませんか。

だれもがどれも選べる社会に ～内閣府 令和6年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ～

「女だから」、「男だから」という固定化された意識や慣行にとらわれることなく、自分の意思によって職場、学校、地域、家庭などのあらゆる分野に参画でき、互いに協力しあう男女共同参画社会の実現を目指し、富士見市でもさまざまな施策を進めています。

■ 男女共同参画週間関連イベント

パネル展示 「災害と男女共同参画」

とき 6月22日(土)～30日(日)

関連図書の展示

とき 6月1日(土)～30日(日)

※いずれも中央図書館で開催します。

■ 男女共同参画推進会議メンバー募集

市では、男女共同参画に関するさまざまなテーマの講演会やセミナーを、市民ボランティアとの協働で開催しています。育児中や仕事をしているメンバーも活躍中です。



申込 Web・電話・郵送・窓口で

【宛先】 〒354-8511 (所在地は記載不要) 富士見市役所人権・市民相談課

☎ 人権・市民相談課

☎ 271



男女共同参画社会実現への5つの基本理念

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野で方針決定に参画できる機会を確保する。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動などができるようにする。

⑤ 国際的協調

男女共同参画づくりのため、ほかの国々や国際機関と相互に協力して取り組む。

男女共同参画局ホームページ



パートナーシップ制度にかかる連携協定を締結しました

市では、令和4年4月1日から「富士見市パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。法的な効力はありませんが、性的マイノリティの方々へのパートナーシップを尊重し、自分らしく生き生きと活躍されることを市が応援するものです。

今後は県内の連携協定を結んでいる自治体間で、パートナーシップ制度の利用者が引越した場合に、簡単な手続きでパートナーシップ制度を利用できるようになりました。

